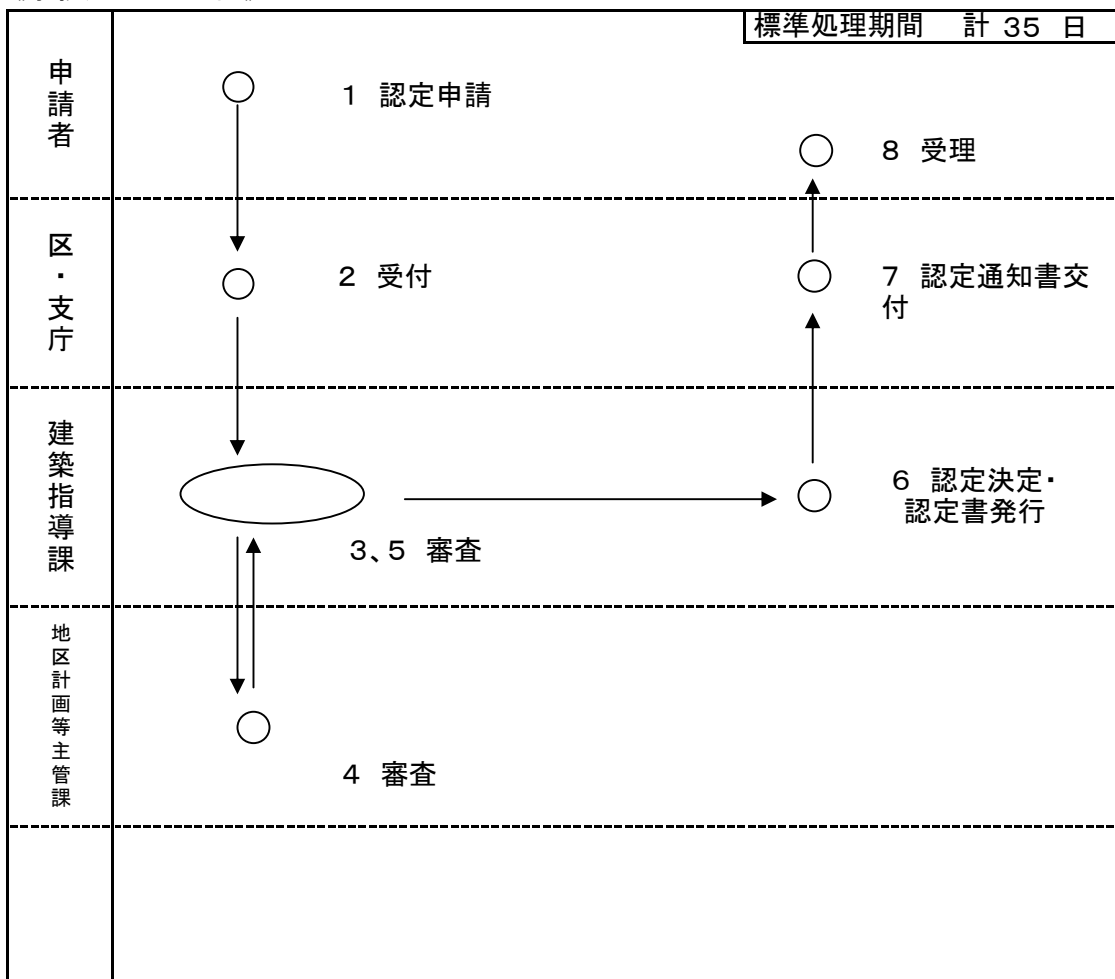


# 事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 地区計画等区域内の容積率制限の例外認定等(※)

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	認定申請	申請者は、受付窓口(区、支庁)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。(※建築指導事務所所管案件の受付・受理窓口は、事務所の建築指導各課)
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適法なものは、手数料を徴収の上、受け付けます。
3、5	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行うとともに、地区計画等の主管部署に意見照会を行います。
4	審査	地区計画等の主管部署としての意見を決定した上、回答します。
6	認定決定・通知書発行	認定を決定し、通知書を発行します。
7	認定通知書交付	申請者に、認定書を交付します。
8	受理	

※道路内建築物の認定、地区計画等区域内の容積率制限の例外認定、地区計画等区域内の建ぺい率制限の例外認定、地区計画等区域内の高さ制限の例外認定、開発整備促進区内の用途制限の適用除外に係る認定、地区計画等区域内の容積率の特例認定、地区計画等区域内の容積率の例外認定、地区計画等区域内の斜線制限の例外認定